

広報かまくら広告掲載業務の概要

1 内容

広報かまくらの広告枠に掲載する民間企業等を広告主とした広告を募集するものです。

なお、広告主の募集は「鎌倉市広告掲載要綱」及び「鎌倉市広告掲載基準」に基づき行い、掲載前に市の審査を受け、承認を得る必要があります。

2 期間及び回数

令和7年（2025年）5月号から令和8年（2026年）4月号までの全12回

3 広告の仕様等

(1) 広告枠の位置

広報かまくら10面及び11面の最下段とします。ただし、紙面の編成により変更となる場合があります。

(2) 広告の大きさ

1面あたり縦9.1センチ×横24.4センチとします。なお、1つあたりの大きさを縦4.5センチ×横8センチ以上とする場合は、1面あたり6つまで分割して掲載することが可能です。

(3) 広告の色

CMYK形式の黒及びシアンの2色刷りとします。

(4) 市ホームページへの掲載について

市ホームページに掲載する広報かまくらPDF版には、広告は掲載しません。

4 条件等

事業者は、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領することができます。このことにより、事業者が広告の作成費用等の経費を負担した上で、市に契約金を月々支払います。

5 契約の方法

一般競争入札により事業者を決定し、契約します。

6 発行部数等（参考）

(1) 発行部数

1号あたり79,900部

(2) 配布方法

ポスティングによる全戸配布のほか、鎌倉駅、北鎌倉駅及び大船駅（JR及び湘南モノレール）改札付近への配架により実施しています。

令和6年（2024年）11月号の実績は、次のとおりです。

ア 全戸配布 77,119部

イ 駅置き数 770部（持ち帰り率100%）

ウ 窓口配布等 1,330部